

独占禁止法に導入される確約手続の概要

～環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律による独占禁止法の改正～

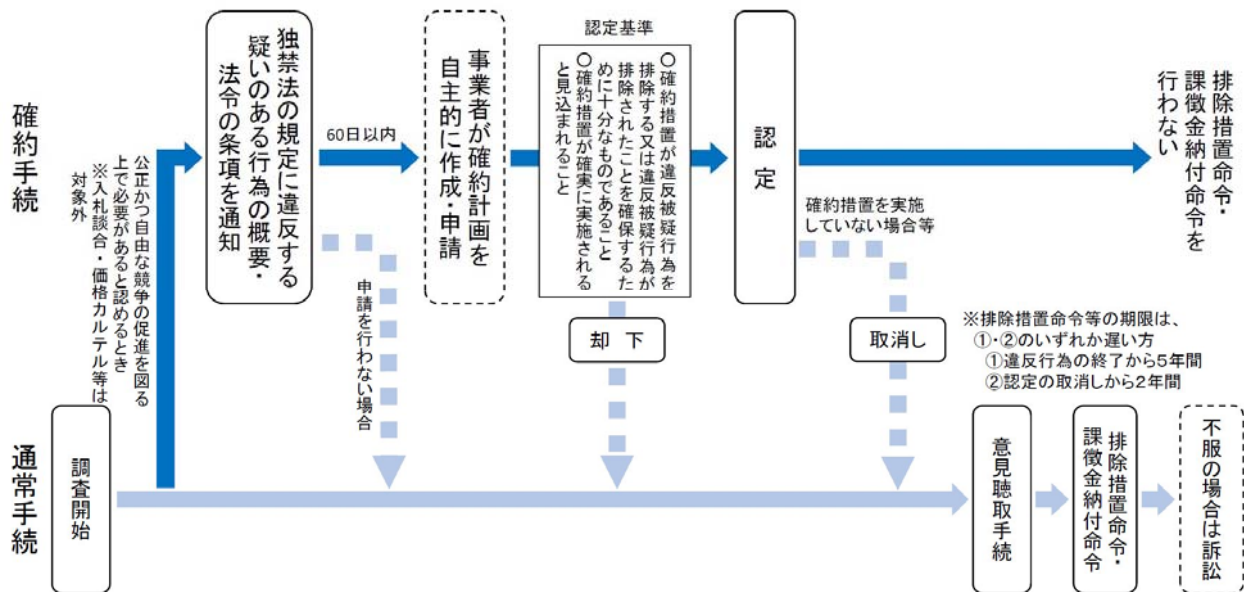
背景

- ◆ TPP協定及びTPP11協定の締結に伴い、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決する制度の導入に関する規定を整備する必要

改正概要

- ◆ 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する仕組み(確約手続)を導入
- ◆ このような仕組みは、競争上の問題の早期是正、公正取引委員会と事業者が協調的に問題解決を行う領域の拡大に資するもの

<確約手続の概要>



【参考】公正取引委員会の確約手続に関する規則(平成29年1月制定済み)

- 確約手続の細則について制定したもの。次のような点を規定
 - ✓ 確約手続の申請に係る通知は、送達により行う。
 - ✓ 確約計画の認定申請は、所定の様式により提出する。
 - ✓ 公正取引委員会が申請の却下・認定の取消しを決定する場合、その却下・取消しの理由を決定書に記載する。

施行期日

- ◆ TPP11協定の発効日

※ 少なくとも6か国がそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を寄託者(ニュージーランド)に通報した日の後60日で発効